

業庫第67号(例)

2018年6月18日

歳入代理店
歳入復代理店 御中

日本銀行業務局

「日本銀行歳入代理店等事務取扱手続」の一部改正に関する件

日本銀行では、歳入代理店および歳入復代理店の事務負担軽減を図る観点から、交通反則金受入事務を見直すこととしました。これに伴い、標記規程(2018年3月19日付業庫第33号別紙1)の一部を別紙のとおり改正し、2018年7月2日から実施することとしましたので通知します。

本件改正の内容について敷衍しますと、現在、交通反則金については、警察庁の要請を踏まえ、国庫金の中で唯一、納付期限を過ぎたものは一切受入れないこととしておりますが、今後は、納付期限経過後の納付の場合には関係官庁から連絡があり得ることを納付者にお示しいただいたうえで(方法は問いません)、納付期限にかかわらず受入れて構わないこととしました。

本件に関して、ご不明な点等ございましたら、遠慮なく下記照会先までご連絡ください。

【本件に関する照会先】

日本銀行業務局総務課 国庫業務企画グループ

TEL: 03-3279-1111 (代表) 中村 (内線 6094)、荒川 (内線 3337)

以 上

「日本銀行歳入代理店等事務取扱手続」中一部改正

- II. 1. (1) ロ. を次のとおり改める（全面改正）。

ロ. 受入れできる書類

歳入代理店等の窓口において受入れできる書類は、次表のとおり。

<受入れできる書類^(注)> () 内は参考書式の番号

	書 類 の 名 称	
	歳 入 金	国 税 収 納 金 整 理 資 金
通 常 分	納入告知書 (1)	納税告知書 (5)
	納付書 (2)、(9)	納付書 (6)、(9)
	現金払込書 (3)	納入告知書 (7)
	送付書 (4)	国税収納金整理 資金現金払込書 (8)
日 銀 O C R 分	納入告知書・ 納付書 (10)	納税告知書 (13)
	納入告知書 (11)	
	納付書 (12)	納付書 (14)

(注) 「要特定店納付」の表示があり、納付場所欄に自店名の記載がないものは受入れできない。

- II. 1. (2) イ. (イ) a. を横線のとおり改める。

a. 受入れできるものであること。具体的な確認事項は、次のとおり^{(注1)(注2)}。

(a) } 略（不変）
(b) }

~~(c) 交通反則金（内閣府主管一般会計歳入金のうち納付書上部に~~交~~の表示があるもの）の場合には、納付期限を経過していないこと。~~

(c-4) 略 (不変)

(注1) 交通反則金 (内閣府主管一般会計歳入金のうち納付書上部に (交) の表示があるもの) については、警察庁の要請を踏まえ、納付期限経過後の納付の場合には関係官庁から連絡があり得ることを納付者に示したうえで (口頭での説明、ポスターやステッカーの掲示、プレートの設置等、方法は問わない)、納付期限にかかわらず受入れて構わない。

(注2) 交通反則金のほかは、期限を経過していても受入れてよい。もつとも、国民年金保険料の場合の使用期限については、歳入代理店等としての確認義務はない。なおが、納付者とのトラブルを未然に防止する観点からは、使用期限を経過している場合には、納付者に対し、年金事務所への連絡を促す対応が考えられるを採ることが望ましい (参考)。

- **付録 I** 記載例 2 中、<交通反則金にかかる受入書類の例>および<国民年金保険料にかかる受入書類の例>を次のとおり改める (全面改正)。

<交通反則金にかかる受入書類の例>

受入れできる書類であること（留意事項）1. ～。

「納付場所」欄に「歳入代理店」の記載があること。ただし、この欄がなくても受入れできるものがあるので注意する（留意事項）2. ～。

「納付者の住所・氏名」、「会計等」、「取扱庁」の記載もれがないこと（留意事項）3. ～。

領収金額（合計額）に訂正、改ざんがないこと（金額が「0」のものは受入れない）。

各片の記載事項が一致していること。

受入書類、領収金額の確認後、各片に領収印を押す（留意事項）4. ～。

<国民年金保険料にかかる受入書類の例>